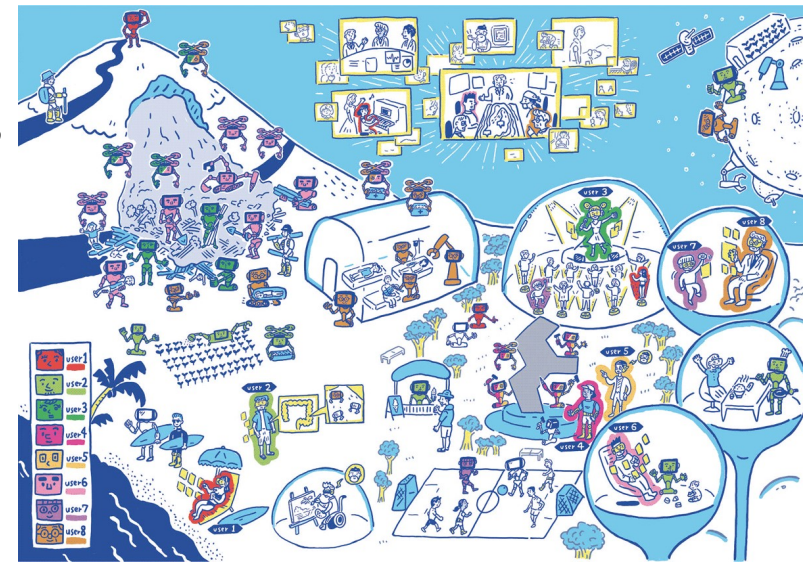


自己イメージコントロール権に関する一考察

高橋 和広

・物理的な制約から解放された社会において人は、異なる名前や、容姿や性別等を持った新たな自己を展開できる。

・棟居教授の見解を素材として、いかなる憲法上の人権論を展開することができるか？



本研究は、JST ムーンショット型研究開発事業【JPMJMS2215】の支援を受けたものです。

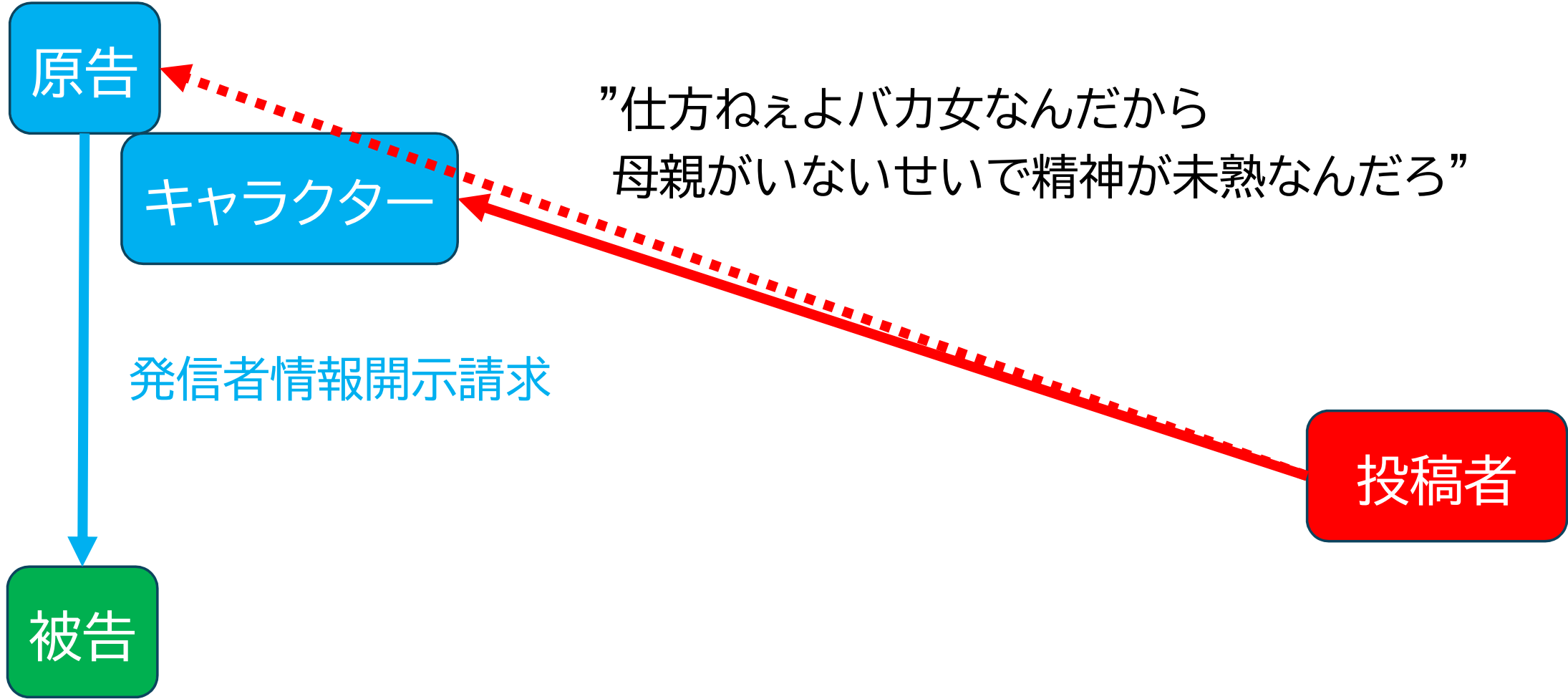
<https://www.jst.go.jp/moonshot/program/goal1/illust.html>

概要

1. VTuberに対する誹謗中傷が争われた日本の裁判例
2. 自己イメージコントロール権と、その応用
3. アバターを用いた活動が持つ憲法上の人権論への意義
4. 既存の議論との接続可能性

1. VTuberに対する誹謗中傷が争われた日本の裁判例

大阪地判令和4年8月31日: 誹謗中傷による原告の名誉感情の侵害



論点

① 原告に対する、誹謗中傷の帰属可能性

「『宝鐘マリン』の言動は、原告自身の個性を活かし、原告の体験や経験をも反映したものになっており、原告が『宝鐘マリン』という名称で表現行為を行っているといえる実態にある」

「『宝鐘マリン』の名称を用いて、アバターの表象をいわば衣装のようにまとって、動画配信などの活動を行っている」



投稿は「『宝鐘マリン』の名称で活動する者に向けられたものである」

←アバターを用いることで、大きく異なる人格が追求されている場合には、
どうなるか？

原田伸一郎「バーチャルYouTuberの人格権・著作者人格権・実演家人格権」
静岡大学情報学研究26号(2021年)54頁等

VTuberの類型化

「パーソン型」

あくまで生身の人間(YouTuber)がキャラクター・アバターの表象をまもって／借りて動画配信を行っているタイプ

「キャラクター型」

キャラクターこそがVTuberの本体であって、生身の人間がその背後にいてキャラクターを操作しているわけではない(いわゆる「中の人」はいない)という設定を(建前であれ)遵守するタイプ

原田伸一郎「バーチャルYouTuberの人格権・著作者人格権・実演家人格権」
静岡大学情報学研究26号(2021年)61頁

「個人が、自己表現の手段としてVTuber のアバターを使用する場合は、通常パーソン型になる。そこには、『素』の自分のままではなく、『なりたい自分』をネット上で表現・実現したいという動機もあるだろう。特に男性がバーチャル美少女になることをスラングで『バ美肉』(バーチャル美少女受肉)と言い、そこでは、美少女というキャラクターを男性が『演じている』ようにも見えるが、実は美少女の姿・ふるまいこそが『あるべき自分』の発露とも言えるので、彼＝彼女もパーソン型に位置づけて差し支えないと思われる。」



原告に対する帰属可能性の有無はどのような観点から判断すべきか？
原告とアバターとの関係はどのように理解すべきか？

論点

② 誹謗中傷の社会的許容可能性

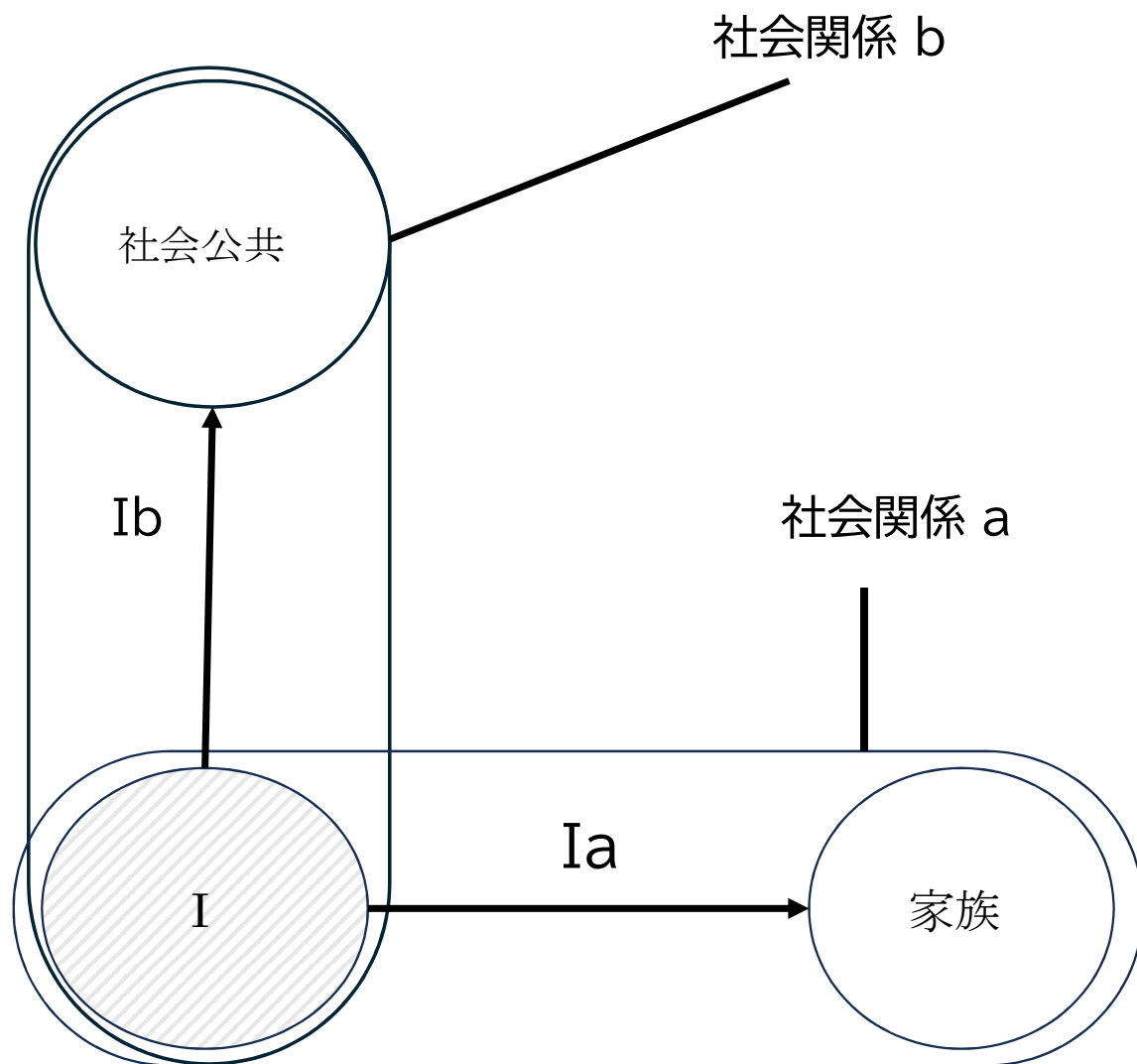
「表現が見下すようなものになっていることや、成育環境に問題があるかのような指摘までしていることをも踏まえれば、特段の事情のない限り、本件投稿による侮辱は、社会通念上許される限度を超えるものである」



名誉感情侵害の成否の判断は、なお曖昧。

社会通念上の許容限度は、どのような観点から判断することができるか？

2. 自己イメージコントロール権と、その応用



I = 主体としての私

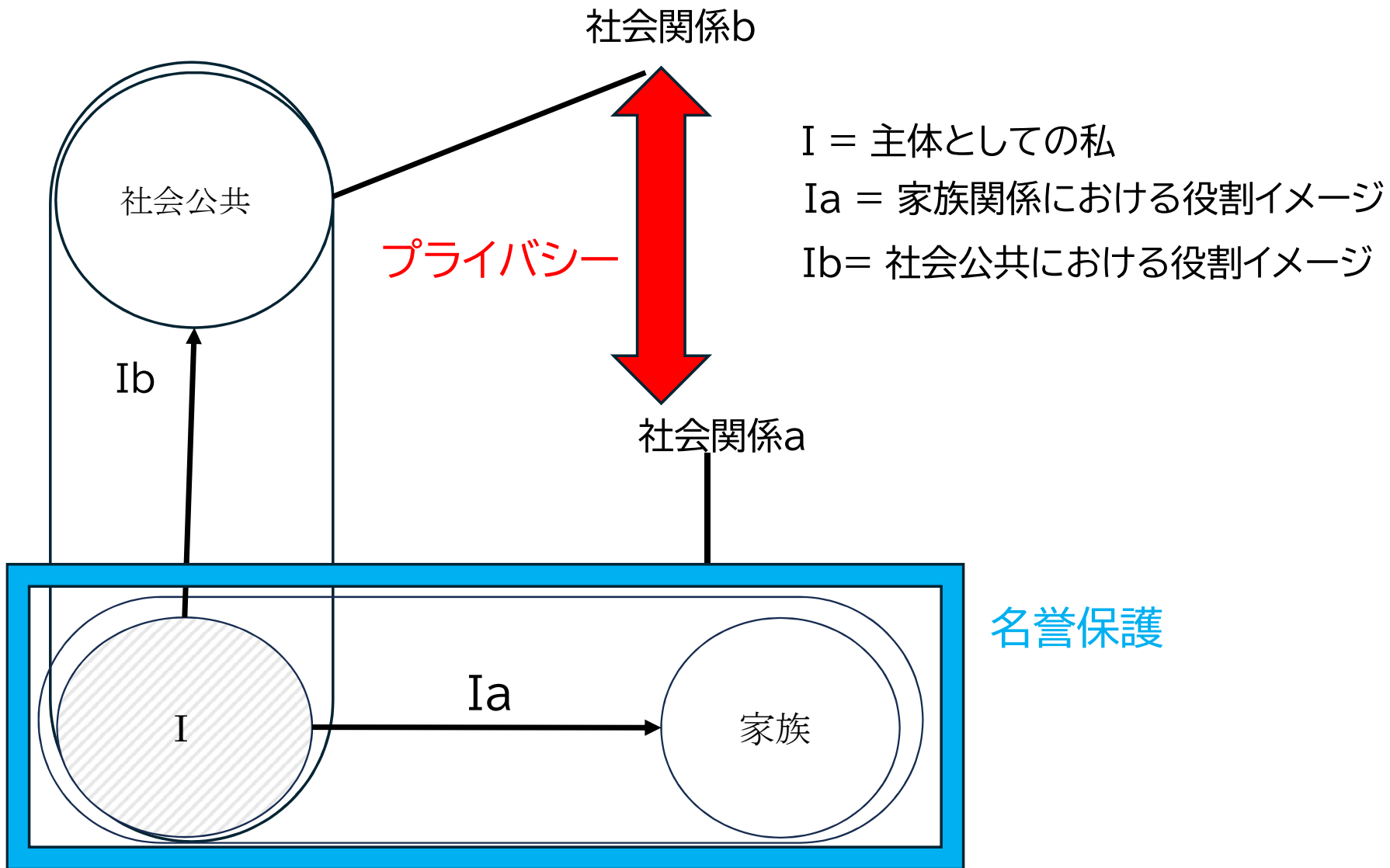
Ia = 家族関係における役割イメージ

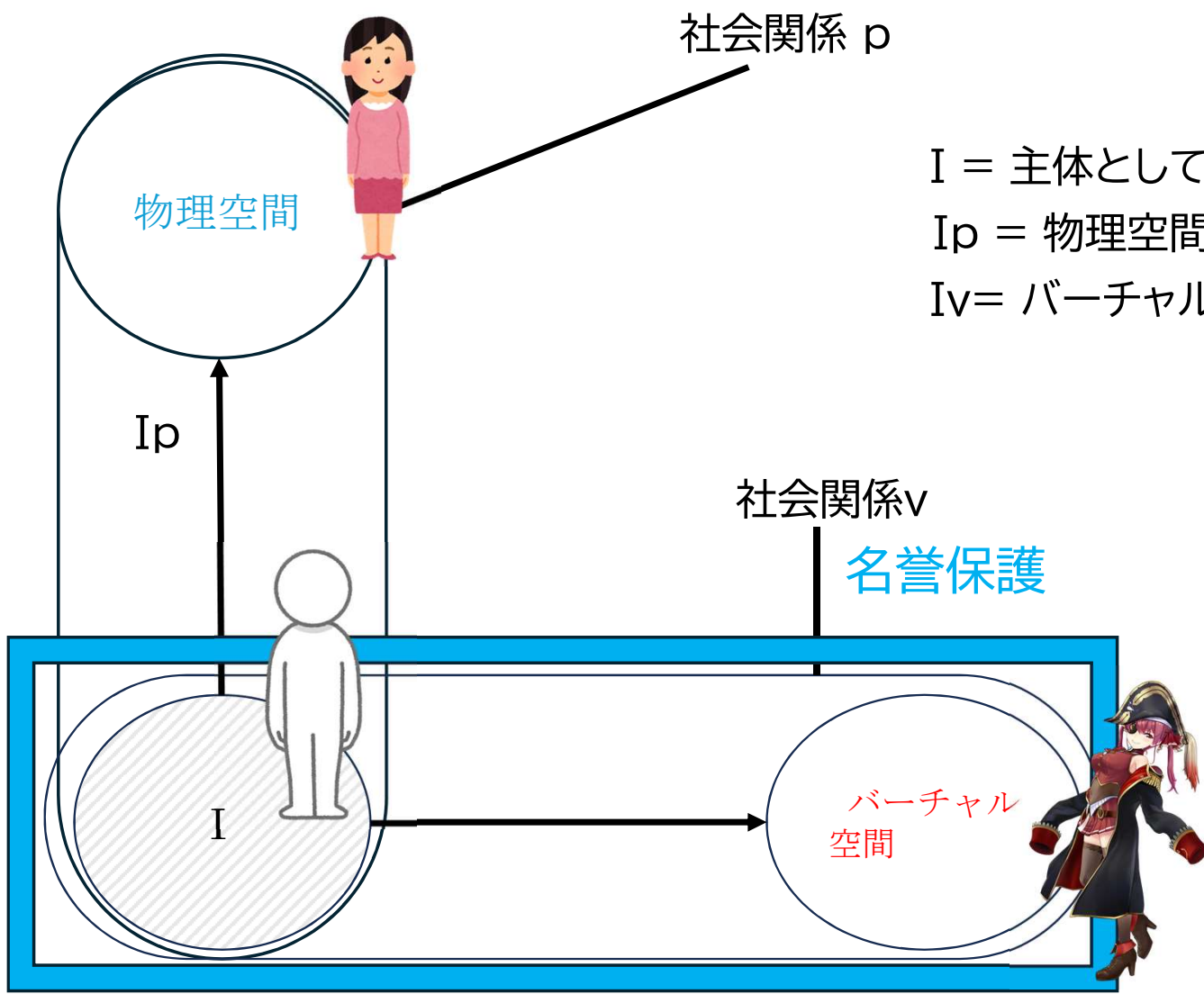
Ib = 社会公共における役割イメージ

棟居快行『人権論の新構成』

(信山社、1992年)191頁

自己イメージコントロール権





社会関係 p

I = 主体としての私
Ip = 物理空間における役割イメージ
Iv = バーチャル空間における役割イメージ

社会関係v
名誉保護

物理空間における社会関係が、
アバターを用いたバーチャル空間に
反映されている必要はあるか？

小括

- アバターを用いたインターネット上の社会的関係性を、物理空間における社会的関係性と同様に考えることは妥当か？
- アバターを含め、個人が他者との社会的関係において、(新たな)役割を演じることは、個人の自由・自律にとって、どのような意味を持っているか？
- アバターに対する違法な誹謗中傷は、基本的人権との関係において、「中の人」にとって何を意味しているのか？

3. アバターを用いた活動が持つ憲法上の人権論への意義

- ・人格の自由な発展の権利(ドイツ基本法2条1項)を巡る

Gabriele Britz教授の議論

”Freie Entfaltung durch Selbstdarstellung“, 2007, usw.

人格の自由な発展の権利

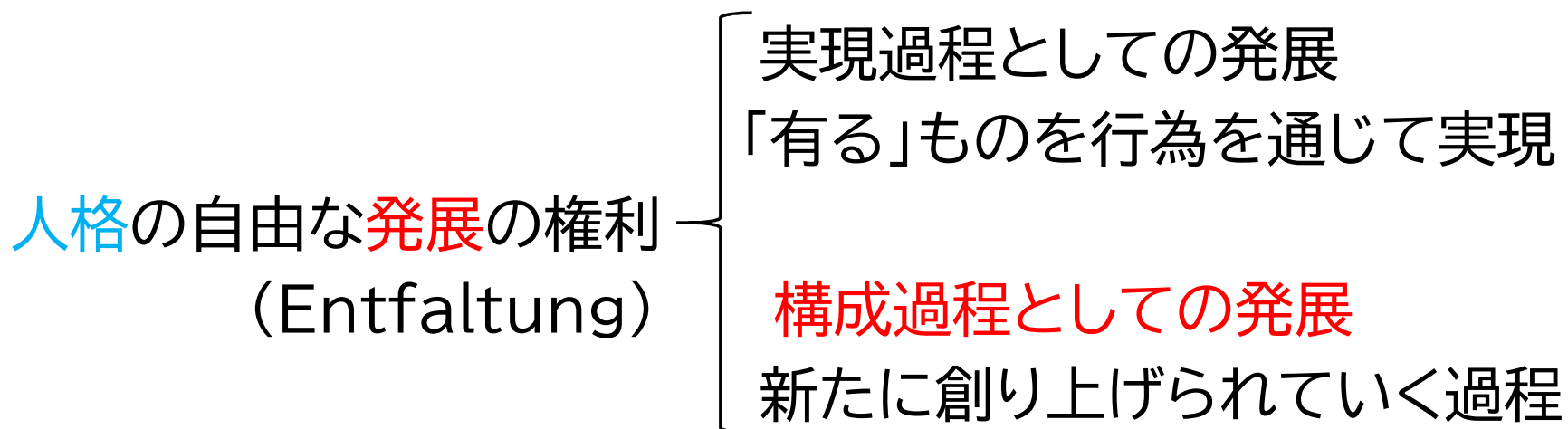
一般的行為自由
作為・不作為に関する決定・行為

一般的人格権
自律的な個性の発生条件の保護

憲法上、保障されるべき自由・「自律」の理解

- ・「自由な行為」とは、内心における自省を含む自由(自律)として理解される。 cf. 遠隔操作されたロボット
- ・自律とは、自己自身を問い直す反省的な営み、アイデンティティの決定をも含んでいる。
- ・個人によるアイデンティティの決定は本来的に制約されており、自律とは漸進的なもの。

一般的人格権による「自律」の内的側面の保障



- 「**人格**」:他者との社会的関係性の中で形成されていくアイデンティティ
- ・個人は、アイデンティティ形成への参加を通して、自己のアイデンティティを自ら選択する権利を保障される。
 - ・「人格の発展」:「構成」と「実現」の双方を含む動的プロセス

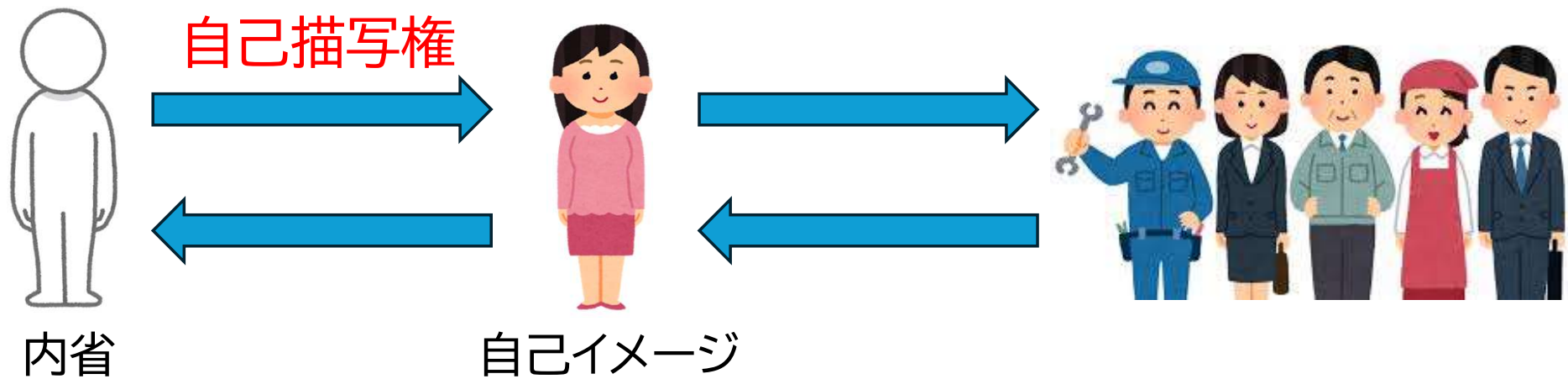
一般的自由の保障内容

内心における自己自身の選択

- 自分自身と距離をとる
- 自分自身を確認する
- 新たなアイデンティティを受け入れる



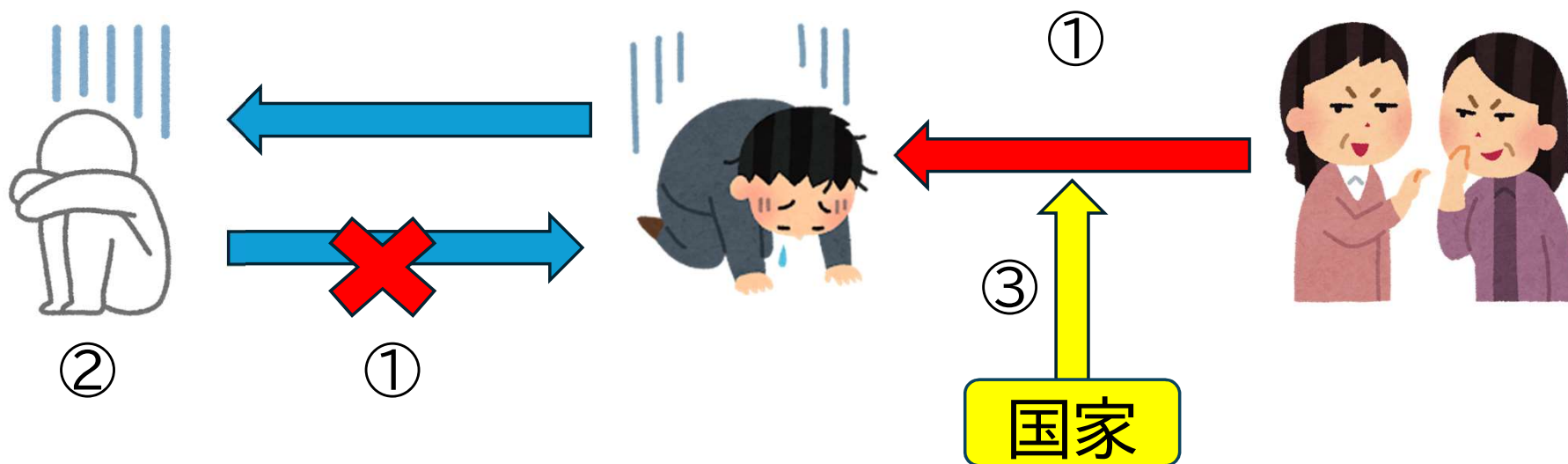
他者との社会的関係という制約の中で発展してきた「自己」と批判的に距離を取るためには、内心における自由な空間が必要。国家は、個人の内心における自由空間を確保しなければならない。



“動的な人格形成”

- ① 誰もが、内心においてアイデンティティを形成する自由を持つ。
- ② 自分は社会においてどのような存在なのか、個人は完全に自分で決めることはできず、他者との社会関係によって規定されている。
- ③ 個人は、間主観的に通用する自己イメージに対して、自己描写等を通じて影響を与えることができる。

)



- ① 差別や偏見等により、他者が自身に対して持つ自己イメージが強すぎると、自己描写を通じてイメージに影響を及ぼすことが不可能になる。
- ② 新たなアイデンティティを発展させる可能性も弱まり、動的な人格発展が停滞する。
- ③ 人格の自由な発展の前提条件(内心における自由なアイデンティティ形成)を国家を通じて回復

公権力による限定的な介入

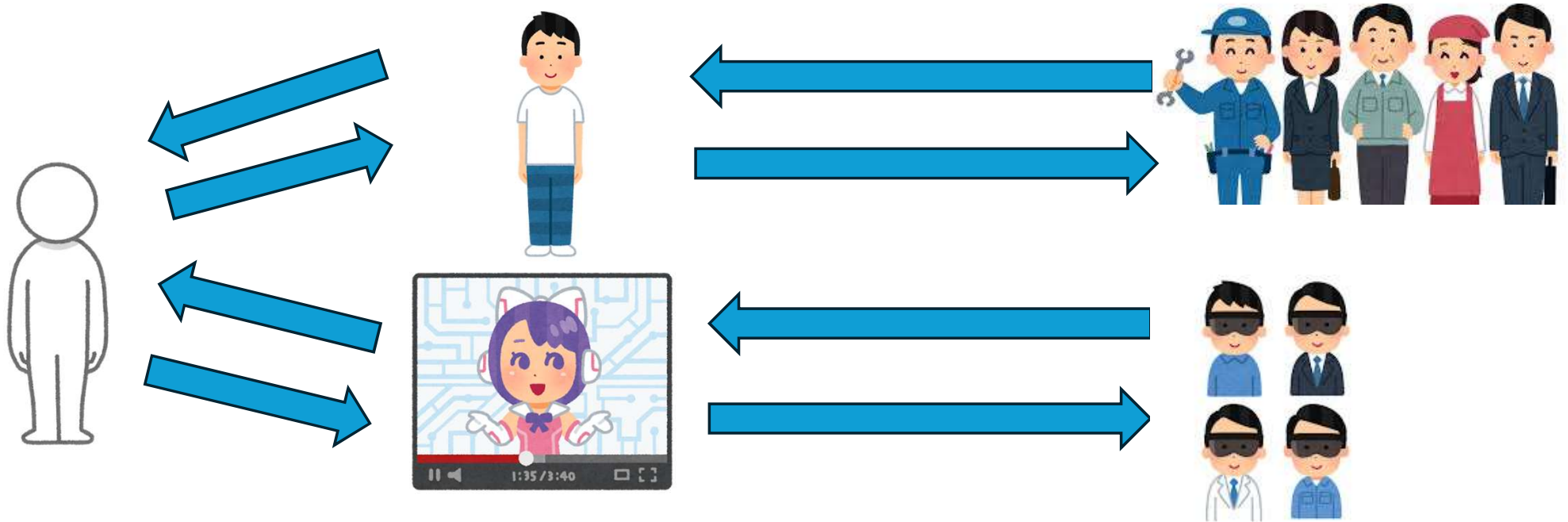
一般的人格権に基づく個人的人格発展の保障は限定的

- ・個人的人格発展は、他者との関係性により本来的に制限

- ・本人によるイメージ形成がどの程度、影響力を持ち得るかは、原則として本人が引き受けるべきリスクの問題

→他者の持つイメージ・偏見が過度に硬直し、そのイメージに本人が影響を及ぼすことができなくなる／内心における自由空間が削減する極限状態における内省の可能性の回復に止まる

アバターを通じた、新たなアイデンティティ形成の潜在的可能性



アバターを用いることで、既存の社会関係から離れて、新しい名前、外見を持った新しいアイデンティティを獲得する可能性。

まとめ

①アバターに向けられた攻撃の、原告に対する「帰属可能性」は、物理空間・バーチャル空間双方において自己イメージを持つ者の、アイデンティティの形成・実現過程の阻害という問題として構成可能？

②「社会的許容可能性」

≡ 誹謗中傷を通じて人格発展の前提条件が毀損しているか否かという問題として構成可能？

Ex. アバターを用いたVTuberとしての人格発展を全否定

4. 既存の議論との接続可能性

日本国憲法13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

- ・私法上認められる人格権の一部は憲法13条により根拠づけられることは、最高裁判所も認めている。
- ・動的な発展プロセスとしての「人格」理解を、私法の解釈・適用を根拠付ける憲法13条論として展開することは可能か？

人格的自律権説

人格的自律権説によると、

- ・憲法13条の前段(「個人として尊重される」)

一人ひとりの人間(個人)が自由・自律という尊厳性を表象する「人格」主体・「権利」主体として(人格的自律の存在として)他者と協働しつつ、それぞれのかげがえのない生の形成を目指すことを最大限尊重しようとする趣旨。

- ・13条後段の「幸福追求権」は、人格的自律の存在にとって重要な権利・自由を包括的に保障する権利と解釈。

(佐藤幸治、現代立憲主義と人権の意義、有斐閣、2023年)

人格的自律説

「人格的に自律した存在」としての個人とは、自己の人生観に従って生を築いていく“自己の生の作者”であると同時に、自身とは異なる人生観をもった人々もまた人格的に自律した存在であることを認め合える社会を形成・維持してくために協働することのできる、合理的な判断力と互酬性に基づく自制力を備えた者



個人は、他者との社会関係の中で自身の生を追求する過程で変化する存在？

各人は、互いの自律を尊重するよう自制が憲法上求められる？

まとめ

- ・アバターを用いたインターネット上の活動を、新たなアイデンティティの形成・実現過程の一部として捉えることが可能？



- ・犯罪など、アバター利用に伴うネガティブな側面
- ・企業所属のVTuberには上手く当てはまらない？
- ・アバターに対する誹謗中傷が、個人的人格発展の前提条件を毀損しているか否かは、アバターの利用実態なども踏まえて精緻に検討する必要がある。